

令和6年10月1日以降に申請するeラーニングコースの認定申請等に関する重要なお知らせ

別添6

番号	文書	改訂内容	備考
1	留意事項(本文)	留意事項の適用時期について	令和6年10月1日以降に申請する訓練科から適用されます。
2	留意事項(本文)	認定後の内容の変更について	認定後に変更が可能な範囲は限られていることから、変更を前提とした申請ができないことを明確にしました。
3	留意事項(本文)	訓練実施施設の確保について	複数の訓練実施施設(運営拠点)を確保することは認められないことを記載しました。
4	留意事項(本文) 様式別紙1 LMS実機確認表	LMS実機確認について	LMSの実機確認については、同じ年度内で既に実施しており、使用するLMSに変更がなく、機構支部が認める場合は、実機確認の省略ができます。
5	留意事項(本文)	訓練カリキュラム(認定様式第5号)㊴指導方法について	取り扱いに変更はありませんが、申請書の記載方法を記載しました。
6	留意事項(本文)	推奨訓練日程計画表(認定様式第6号)③教材について	外部企業等が提供する教材を訓練実施機関が使用する場合には、使用許諾を得る必要がある旨を記載しました。
7	留意事項(本文)	推奨訓練日程計画表(認定様式第6号)④認定様式第6号の記載方法について	職業人講話をeラーニングにより実施する場合は、ユニット規定時間に含めることができないことを記載しました。
8	留意事項(本文)	対面指導について	年末年始やゴールデンウィーク等の長期休暇により、1週間に1回以上の対面指導の実施が困難な場合は、2週間分を1回で実施することが可能なものの、3週間分を1回で実施することは認められないことを明確にしました。
9	留意事項(本文)	使用教科書等一覧について	取扱いに変更はありませんが、記載をわかりやすくしました。
10	留意事項(本文)	企業実習の運営体制について	企業実習の適切な運営体制を確保するため、企業実習先の管理責任者、訓練評価者、事務担当者については、同一日程で複数の実習先を兼務できないことを記載しました。
11	留意事項(本文) 別紙4 認定様式第17号	認定申請書類の省略について	「職業訓練サービスガイドラインに基づく自己診断表」及び「職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定の認定証」の省略ができないこととなりました。
12	留意事項(本文)	選定方法について	取扱いに変更はありませんが、訓練科の選定時に使用する減点の取扱いについて、記載をわかりやすくしました。
13	留意事項(本文)	求職者支援訓練に係る就職率確定通知書の扱いについて	取扱いに変更はありませんが、申請時に提出する「求職者支援訓練に係る就職率確定通知書」について、通所又はオンラインコースであれば申請する都道府県支部から通知された直近3科分、eラーニングであれば、全国の支部から通知された直近3科分が必要であることを記載しました。
14	留意事項(本文) 認定様式第14号	求職者支援訓練に係る就職率確定通知書の修了者の扱いについて	拡大対象者については、修了者欄から除かれることを記載しました。

令和6年10月1日以降に申請するeラーニングコースの認定申請等に関する重要なお知らせ

別添6

番号	文書	改訂内容	備考
15	留意事項(本文)	登録日本語教員の内容を含む訓練を実施する場合の留意事項等について	登録日本語教員の内容を含む訓練を実施する場合の設定方法について、明記しました。
16	別紙3	訓練時間及び訓練期間の設定方法について	取扱いに変更はありませんが、表現を整理しました。
17	別紙9	講師一覧について	記入例を追加しました。
18	認定様式6号(記載例)	職業人講話について	職業人講話をeラーニングにより実施する場合の記載例を追記しました。
19	認定様式6号 添付1	ユニット規定時間欄について	ユニット規定時間の転記する箇所を(分)から(時間)に変更しました。
20	全般	その他、軽微な文言の追記・修正。	